

定期健康診断と特定健康診査の違い

	定期健康診断	特定健康診査
法的根拠	労働安全衛生法	高齢者医療確保法
目的	①労働者の健康状況把握 ②適正配置のチェック ③作業関連疾患の予防	メタボリックシンドローム予防のための保健指導対象者の選定と特定保健指導
対象者	常時雇用の労働者（20～60歳代）	40～74歳までの被保険者 被扶養者
健診の実施主体	事業者	保険者（義務）
健診の実施義務	1年以内ごとに1回	年度ごとに1回
保健指導	努力義務（方法の定めなし）	特定保健指導として保険者に実施義務（一定の方法）
実施関係者	医師（産業医）、産業看護職 （保健師、看護師）	医師、保健師、看護師、管理栄養士

	労働安全衛生法 定期健康診断	高齢者医療確保法 特定健康診査 特定保健指導
実施主体	事業者	医療保険者
措置の性格	義務	義務
対象者	すべての労働者	被保険者（労働者）およびその被扶養者（年齢制限があり、保健指導はハイリスク者に限定）
目的	①労働者の健康状況把握 ②適正配置のチェック ③作業関連疾患の予防	メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少
内容	<p>定期健康診断計画</p> <p>定期健康診断（すべての労働者）</p> <pre> graph TD A[定期健康診断] --> B[所見あり] A --> C[所見なし] B --> D[労働者へ通知] C --> D D --> E[医師の意見聴取（義務） （就業区分）] E --> F[① 通常勤務⇒通常勤務のまま ② 就業制限（*） ③ 要休業⇒休業] F --> G[（*）就業上の措置の決定 労働者の実情を考慮して 就業場所の変更、 作業の転換、 労働時間の短縮などを行う。 プライバシーに配慮しつつ、 職場環境の改善につなげる。] G --> H[保健指導の実施（努力義務） 健康診断の結果、健康保持に 努める必要がある労働者に対し て行う] </pre>	<p>特定健康診査等実施計画</p> <pre> graph TD A[特定健康診査等実施計画] --> B[特定健康診査（40～74歳）] B --> C[対象者（ハイリスク者等）の選定] C --> D[特定保健指導（義務）] D --> E[情報提供] E --> F[動機付支援] E --> G[積極的支援] F --> H[計画作成] G --> I[計画作成] H --> J[実践的指導] I --> K[実践的指導] J --> L[個人評価] K --> M[継続支援] M --> N[個人評価] L --> O[（6か月支援） 評価・改善] N --> O </pre>

安衛法の保健指導と特定保健指導の違い

	(安衛法)保健指導	特定保健指導
健診と保健指導の関係	健診が中心 保健指導は付加的	保健指導が中心
特徴	プロセス重視の保健指導	結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見、早期治療	内臓脂肪肥満に着目した早期介入、行動変容
内容	健診結果の伝達 理想的な生活習慣に係わる情報提供	自己選択と保健指導
対象者	健診結果で要指導と指摘。健康教育等の保健事業した者	健診受診者全員。階層化された保健指導を提供
方法	一時点の健診結果に基づく保健指導 画一的な保健指導	経年変化および将来予測を踏まえた保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 回数や参加人数	アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備軍の減少

保健指導の整理

